

○檜葉町廃炉産業参入モデル事業実施要綱

(令和3年4月1日訓令第15号)

(趣旨)

第1条 本要綱は、原子力発電所廃炉事業（以下「廃炉事業」という。）への参入を目指す事業者に対し、事業参入に係る必要経費を助成するとともに、檜葉町（以下「町」という。）との事業協力体制を構築することで、事業者の経営基盤強化及び町の廃炉産業創出に寄与することを目的とした廃炉産業参入モデル事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 前条の目的を達するため、実施する主な事業は次のとおりとする。

- (1) 廃炉事業に係る町との協働に関する事
- (2) 廃炉事業に係る資格取得の奨励等社員の育成に関する事
- (3) 廃炉事業に係る町及び廃炉事業実施者との連絡調整に関する事
- (4) 廃炉推進檜葉・富岡協議会事業に関する事
- (5) 地元企業を構成員とする法人の設立に関する事
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事

(定義)

第 3 条 本要綱において、廃炉産業参入モデル事業者（以下「事業者」という。）とは、町が公募し、その審査結果において、前条各号に要する実施方針、実施体制及びその他の要件を満たし、事業に適した者と選定された事業者をいう。

(応募資格)

第 4 条 応募することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- (2) 町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者又は登録を予定している者であって、選定基準日（応募書類の提出期限の日）に工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 1 日訓令第 1 号）に基づく指名競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 企業にあっては、中小企業基本法第 2 条に規定しない者でないこと。
- (4) 町に事業所を有する者又は移転を予定している者であって、選定基準日より起算し 5 年間継続して営業し、町に住所を有する正社員又は移住を予定している正社員を雇用する者とする。

(応募の方法)

第 5 条 事業者に応募するときは、本要綱及び廃炉産業参入モデル事業者募集要項の内容を踏まえて、その他必要な書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。

(事業者の決定)

第6条 事業者を厳正かつ公平に選定するため、廃炉産業参入モデル事業者審査基準

(以下「審査基準」という。)に基づき応募内容を審査のうえ決定し、当該決定の内容について書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 当事業の目的を達成するため檜葉町補助金等の交付等に関する規則(昭和63年

第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の対象経費)

第8条 補助金の対象となる経費は、次に挙げるものとする。

- (1) 町との連絡調整のため雇用する者の人件費
- (2) 目的を達成するため必要となる物件費
- (3) その他、町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、審査基準の算定値により500万を上限に決定する。

(補助金の交付申請)

第10条 本要綱により、補助金の交付を受けようとする事業者は、廃炉産業参入モデル

事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 11 条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に廃炉産業参入モデル事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 12 条 前条第 2 項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、廃炉産業参入モデル事業補助金交付請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第 13 条 申請者は、前条の規定により交付の決定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに廃炉産業参入モデル事業補助金変更交付承認申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは速やかに当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、廃炉産業参入モデル事業補助金変更交付承認通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金を受けた場合、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、廃炉産業参入モデル事業について必要な事項は、
町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 10 条関係)

廃炉産業参入モデル事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 11 条関係)

廃炉産業参入モデル事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 12 条関係)

廃炉産業参入モデル事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 13 条関係)

廃炉産業参入モデル事業補助金変更交付承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第13条関係)

廃炉産業参入モデル事業補助金変更交付承認通知書

[別紙参照]